

高知市人権施策推進基本計画(令和8年度～令和12年度)案パブリック・コメントの結果について

公表分

- 1 募集期間 令和7年12月26日(金)から令和8年1月26日(月)まで
- 2 人数等 (1)提出人数 個人2 団体1
(2)提出件数 7件
- 3 意見の内容及び市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>本見直し案では、人権課題を13の課題に整理し、さらにインターネットによる人権侵害や災害時の人権問題を横断的課題として位置付けるなど、現代社会の変化を踏まえた体系的な整理が行われている点を評価します。</p> <p>同和問題については、歴史的経緯に基づく深刻な人権課題であることを明確に示し、これまでの取組の成果と残された課題を丁寧に整理した上で、引き続き解消に向けた施策を推進する姿勢が示されていることに賛意を表します。また、部落差別解消推進法の趣旨を踏まえ、国および自治体の責務として取り組む姿勢を明確にしている点も、行政として重要な姿勢であると考えます。</p> <p>合意形成、予算、人員、市民理解などの多くの制約を乗り越えながら_具体的取組への落とし込みとして_、以下の点を課題として提案させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報化の進展に伴う新たな差別の発生に対し、相談体制の強化や教育・啓発の多様化など、より具体的な施策の提示が求められます。 2. 若い世代への人権教育の深化や、地域社会全体での学びの場の拡充が必要です。学校教育と社会教育の双方で、継続的に学びを支える仕組みづくりが期待されます。 3. 市民、企業、学校、地域団体など、多様な主体が協働して取り組むための枠組みをさらに整備し、地域全体で人権尊重の文化を育む環境づくりを進めていただきたいと考えます。 4. 実効性を高めるための指標や評価方法について、数値化が難しい課題であっても、取組状況を共有できる工夫が求められます。成果の可視化は、市民理解の促進にもつながるものです。 <p>人権問題は非常に幅が広く、市民一人ひとりの意識や価値観も多様です。だからこそ、行政には、拙速に結論を求めるのではなく、各施策を一步ずつ丁寧に、着実に積み重ねていく姿勢を期待します。多様な市民の声に耳を傾けながら、理解と共感を広げていく地道な取組こそが、人権施策の基盤を支えるものと考えます。</p> <p>人権は、数値化や見える化が難しい課題でありながら、社会の根幹を支える普遍的な価値です。本計画が、単なる施策の羅列にとどまらず、人権が普遍的な文化として根付き、市民の意識に自然と息づく高知市を実現するための確かな道標となることを願います。</p> <p>今後も、誰もが尊厳をもって暮らせる社会の実現に向け、より一層の取組の推進をお願いいたします。</p>	<p>本市としても、幼少期から人権意識を高めていくことは重要であるとの認識のもと、学校教育に加え、各行政機関、民間団体、市民との連携とともに、市民会館など地域の拠点を活用しながら、人権教育・啓発等の取組を進めていくこととしています。いただいたご意見も参考にしながら、具体的取組の実施を図ってまいります。</p> <p>また、本基本計画に基づく具体的な施策(取組)については、別途作成する「具体的取組」において取りまとめ、毎年度、進捗管理を行うとともに、庁内の「人権施策推進本部」及び「高知市人権尊重のまちづくり審議会」で評価をいただくことで、実効性を高めてまいります。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
2	<p>【13の人権課題で教育、啓発を行うことの問題点】</p> <p>1. 3種類の異なる属性を持つ課題が並列されている問題</p> <p>(1) 部落差別の問題は封建社会の身分制の問題であり、今日法的制度的に区別するものではなく、国民的な交流の課題であると考えます。</p> <p>それに対して障害者の問題、女性、子ども、高齢者、職場の問題は資本主義社会の属性としての、ちがいをもとにした問題です。資本主義は格差と差別を前提とした社会です。</p> <p>外国人、外国にルーツのある人の問題、あるいはアイヌ問題等は民族問題です。</p> <p>これら性格、属性の異なる課題を「差別」の観点で並列することは、正しい理解を阻害するものであり、改めるべきだと考えます。</p> <p>その理由は、①課題によって解決の仕方が異なることが明らかにされず混迷を起すこと。②資本主義的差別は資本主義が続く限り何らかの形で残ります。しかし部落差別の問題は資本主義社会の中でも解決可能な課題です。現在日常課題ではなくなっています。</p>	<p>異なる属性を持つ課題が並列されていることについて、具体的な課題ごとに整理することで、各課題の特性や解決のアプローチの違いを明確化し、市民の皆様に理解しやすくなると考えております。本計画で示した13の人権課題は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」等を参考に、本市の「高知市人権尊重のまちづくり審議会」のご意見も踏まえ、市として人権課題ごとの取組方針を定めるべき課題として提示しているものです。なお、各人権課題は、「差別」の観点だけでなく、「法の下での平等」や「個人の尊重」といったさまざまな観点を踏まえています。</p> <p>一方で、ご意見いただいたとおり、人権課題は13課題にとどまらず、また、各課題が相互に関連し合う場合もあるものと認識しています。13課題以外のさまざまな人権が無視されているといった印象を持たれないよう、「第4章 人権課題ごとの取組方針」(p15)の冒頭に、「人権尊重のまちづくりを推進していくためには、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチはもちろん、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチが重要です。」との文言を加えました。</p>
3	<p>2. 13課題のように差別の問題に集約することは幅広く豊かな人権を矮小化し人権認識を歪めるものです。</p> <p>(1) 日本国憲法が規定しているさまざまな国民の人権が無視されています。</p> <p><自由権> 13条 19条 20条 21条 23条 身体の自由 18条 31条 35条 36条 37条 38条 経済の自由 22条 29条</p> <p><社会権> 幸福追求権 13条 生存権 13条 25条 所有権 27条 労働基本権 28条 教育権 26条 勤労権 28条</p> <p><平等権> 14条 24条 26条 44条</p> <p><人権を守るための権利> 参政権 15条 43条 44条 請求権 16条 17条 40</p> <p>(2) 13課題で行政対応すれば以上のような憲法の豊かな人権規定が抜け落ちてしまい、13課題に該当しない人は、他人の差別の問題となり、自分の人権への認識も自愛も生まれません。</p>	
4	<p>3. 「職場（事業所）における人権」は「働く人の人権」とすべきだと考えます。</p> <p>理由は「職場」に限定せず広く働く人の権利の問題とすべきだと考えるからです。</p>	<p>2020年12月には、企業が事業活動に伴う人権リスクを把握・評価し、防止・軽減することを求める『「ビジネスと人権」に関する行動計画』も策定されるなど、働く人の権利の問題のみならず、企業活動全体における人権尊重の重要性が高まっています。</p> <p>このため、働く人の人権はもちろんのこと、「ビジネスと人権」の視点も必要であるとの考えから、項目名を「職場（事業所）における人権」としています。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
5	<p>4. 部落差別（同和問題）について</p> <p>(1)住環境の改善や混住、結婚など交流の前進、因習的な差別観の解消、日常課題でなくなっている状況等、教育啓発で前進面にふれて解決への展望を与えるよう工夫すべきだと思います。課題の強調はマイナスに働くことを注意すべきだと思います。</p> <p>(2)残された課題を明らかにすべきだと思います。</p> <p>①自由にものが言える環境づくりのため行政が取り組むべきです。</p> <p>②旧指定地域の中にある閉鎖性の克服につとめるべきです。</p> <p>③行政依存の体質を変えるよう努力すべきです。</p> <p>④忌避意識は糾弾闘争路線、行政の主体性の欠如から生まれていることを直視し手だてを尽すべきです。</p>	<p>本市としては、本基本計画第4章【各人権課題】における「1 部落差別（同和問題）」に記載のように、「これまでの取組により、部落差別（同和問題）の解消に向けた歩みは一定の前進を見たものの、部落差別（同和問題）は今なお存在し、さらに、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。」と認識しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」でも、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であるとされており、部落差別（同和問題）の解消に向け、市民が理解を深め正しい認識を持てるよう、教育・啓発活動を推進してまいります。</p> <p>また、残された課題としてご指摘いただいたものは、「地域改善対策特別措置法」に基づき設置された内閣総理大臣の諮問機関である地域改善対策協議会から、1986（昭和61）年に出された意見具申によって示された内容を記載いただいたものと認識しています。具体的な取組を実施するにあたっての参考とさせていただきます。</p>
6	<p>5. 啓発について</p> <p>(1)啓発によって住民の意識を変えたり高めたりすることはほとんど不可能であると認識すべきです。</p> <p>(2)住民が色々な考えや思いを持つことは自由であるので、行政が力を入れるべきは条件整備によって住民の見方、考え方にアプローチすべきだと思います。</p> <p>(3)自由にものが言える条件のないまま啓発をくり返してもホンネと建て前を使い分けることになるだけだと思います。</p> <p>(4)市民に働きかける前に市役所全体が変わるべきだと思います。そうでないと不信感は消えません。</p> <p>パブリックコメントが形式だけのものにならないよう期待して意見とします。</p>	<p>本基本計画は、高知市人権尊重のまちづくり条例に基づき、「人権教育及び人権啓発」「人権問題に関する情報の収集及び提供」「人権問題に関する相談及び支援体制の整備」「推進体制の充実等（人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項）」について示すことを目的とした計画です。</p> <p>人権尊重のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、人権を自分のこととして考え人権の大切さを理解した上で、自らが人権尊重のまちづくりの主役であるということを意識し、社会生活のあらゆる場面において「お互いの人権を尊重する」態度や行動をとっていくことが必要であるとの認識のもと、引き続き人権教育及び人権啓発にかかる取組を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>また、市職員に対しても、本基本計画第2章「3 人権を尊重する市政運営」に記載しましたとおり、「職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権尊重の視点をもって施策を立案・実施」してまいります。</p>

No.	意見の内容	市の考え方
7	<p>高知市が掲げる「人権尊重のまちづくり」を実質的なものとするためには、学校をはじめとする教育領域において、子ども自身の意思や行動を「守られるべき権利」として尊重する視点が、制度だけでなく日常の実践として定着していくことが不可欠であると考えます。</p> <p>文部科学省の『生徒指導提要』においても、安心・安全な学校づくりおよび生徒指導の基本は、子どもの権利の理解と尊重にあること、そして国連子どもの権利条約やこども基本法の理解は、教職員のみならず、児童生徒、保護者、地域の人々を含めたすべての関係者にとって必須であることが明記されています。</p> <p>しかしながら、現状の学校現場や地域社会において、子どもの権利が「理念としては存在するが、日常的に理解され、行動に反映されている」とは言い難い状況が見受けられます。</p> <p>とりわけ、・子どもが意見を表明すること・自分に関わる事柄について意思決定に参加すること・その結果として行動すること</p> <p>これらが「わがまま」や「指導の対象」として捉えられてしまう場面が、依然として存在していることは、人権文化の定着という観点から大きな課題であると感じます。</p> <p>子どもの権利を尊重することは、決して無制限な自由を認めることではなく、対話と合意形成を通じて、社会の一員としての責任や他者への配慮を学ぶプロセスそのものです。その意味で、子どもの意思や行動を権利として尊重する教育は、安心・安全な学校づくりや、生徒指導の土台であり、秩序や規範を内面化していくための最も有効な方法であると考えます。</p> <p>今後の計画においては、学校だけに責任を委ねるのではなく、市民一人ひとりが子どもの人権について理解と認識を深め、子どもを「守られる存在」とであると同時に「社会の主体」として捉える視点を共有していくことが重要です。そのためにも、教職員研修や学校教育にとどまらず、保護者・地域を含めた継続的な学びと対話の機会が、計画の中で明確に位置づけられることを期待します。</p> <p>人権が「特別なときに持ち出される理念」ではなく、学校生活や地域の日常の中で自然に機能する文化として根づいていくことこそが、高知市の目指す人権尊重のまちづくりの実現につながると考え、本意見を提出します。</p>	<p>子どもの人権に関しては、本基本計画第4章「人権課題ごとの取組方針」の「3 子ども」の記載において、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を引用し、「大人と同様子どもにも一人の人間としての人権があり、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべき」と記載しています。</p> <p>また、こうしたことを踏まえて、本計画第4章「(2)取組方針 ア 人権教育及び人権啓発」に、「子どもにも大人同様に人権があり一人ひとりが尊重されるべき存在である」という意識の醸成を図ります。」といった事項を盛り込んでいます。</p> <p>次に、家庭や地域における人権教育・啓発活動の推進に係る取組については、第3章「(3)家庭・地域における取組」に、「私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で育まれることから、若年時代から人権意識を高めていくことが重要である」との認識のもと、人権教育・啓発の取組を記載しています。</p> <p>なお、前述に記載の「若年時代から」については、幼少時期の子どもも包含していることが明確になるように「幼少期から」と改めました。</p> <p>人権尊重のまちづくりの実現に向け、市民の日常の取組が広がっていくように、啓発等を進めてまいります。</p>